



(育成就労計画認定の施行日前申請のご案内)

令和9年4月1日から育成就労制度が始まります

- 令和8年9月1日(火)から育成就労計画の認定申請(施行日前申請)の受付を開始します。
- **審査の結果は、令和9年4月1日以降、順次郵送で通知します。**

育成就労計画認定の施行日前申請について

<申請方法等>

施行日前申請は、育成就労を行わせようとする申請者(法人の場合は本店)の住所地を担当する機構の地方事務所・支所において受け付けます。

詳しくは、育成就労計画の認定申請手続(施行日前申請用)に係るリーフレットをご覧ください。

<注意事項>

- 申請書の省令様式は**4種類**ありますので、必ずご確認の上、様式に誤りがないよう提出してください。
なお、申請書は、**原則として令和9年4月1日以降の育成就労を開始する時点の状況**に基づいて作成してください。

※申請書様式の種別は、「よくあるご質問(育成就労計画認定申請関係)」をご確認ください。

※将来的に会社の合併や分割を予定している、個人事業主からの法人化を予定している等の場合は必要な手続等を済ませた後に申請してください。

※申請時点や認定時点で満たすことを求めている要件もあります。必ず要領等をご確認ください。

- 施行日前申請は、育成就労を開始する予定日の**7か月前から5か月前までの間**に申請してください。

※例:令和9年6月1日に開始する場合は、令和8年11月1日から令和9年1月1日までの間に申請

- 監理型育成就労に係る申請の場合、監理支援を行う法人が、技能実習法に基づく「監理団体」の許可を受けており、かつ、育成就労法に基づく「**監理支援機関**」の許可に係る**施行日前申請を行っている必要があります。**

※申請時に監理支援機関許可申請の受理票の写しの提出が必要です。

※監理支援機関の許可がされなければ、育成就労計画も認定されません。

- 監理型育成就労では、機構ホームページの「**暫定送出機関リスト**」に掲載された機関を取次送出機関として申請を行うことができます。ただし、育成就労計画の認定に当たっては、申請時の取次送出機関が「**認定送出機関リスト**」に掲載されている必要があるため、**同リストに掲載されない場合には、送出機関の変更が必要となる場合があります。**

※暫定送出機関リストについては、こちらの二次元コードからご確認ください。

認定申請手続に係る
リーフレット



リンク先はこちら

よくあるご質問
(育成就労計画認定申請関係)



リンク先はこちら

外国政府認定送出機関一覧
(育成就労制度)



リンク先はこちら

<問い合わせ先>

■施行日前申請(監理支援機関許可・育成就労計画認定)コールセンター

コールセンターでは、育成就労制度に係る施行日前申請のご質問にお答えします。

電話番号 0570-011-300 受付時間 平日9:00~17:00

■外国人技能実習機構地方事務所・支所

申請後は、申請した各機構地方事務所・支所にお問い合わせください。

